

長野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市犯罪被害者等支援条例（令和5年長野市条例第33号）第12条の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者及びその家族の日常生活に要する費用の一部に対して、予算の範囲内で長野市犯罪被害者等日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病であって、被害届等により被害を受けたことが確認できるものをいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の2親等以内の親族

(5) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の2親等以内の親族

(6) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要すると医師に診断されたもの（当該疾病が精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要すると医師に診断されたもの）をいう。

(7) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者及びこれに類する者として市長が認める者をいう。

(助成対象者)

第3 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、第6の規定による助成の申請を行う日において市民である者のうち、次の各号のいずれかに該当するも

のとする。

- (1) 犯罪被害者
- (2) 遺族
- (3) 家族

(助成の種類、助成の内容及び助成金の額等)

第4 助成の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 家事、育児及び介護支援（犯罪被害を受けたことにより、日常生活を営むことについて支障があったと市長が認める場合に限る。）
- (2) 配食支援（犯罪被害を受けたことにより、外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障があったと市長が認める場合に限る。）
- (3) 一時保育支援（犯罪被害を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障があったと市長が認める場合に限る。）
- (4) 転居支援（従前の住居に居住し続けることにより、精神的不調を来すおそれ若しくは二次被害若しくは再被害を受けるおそれがあった又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したと市長が認める場合に限る。）
- (5) カウンセリング等支援
- (6) 報道対応支援
- (7) 弁護士相談支援

2 助成対象経費及び助成金の額等は、別表のとおりとする。

(助成金を交付しない場合)

第5 市長は、次に掲げる場合には、助成金を交付しないことがある。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、助成対象者と当該犯罪行為の加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと市長が認める場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者であって、助成対象者であったとき又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していたとき。

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する場合であって、犯罪被害の原因となった犯罪行為の加害者に対し、当該犯罪被害者に係る同法第10条の規定による保護命令が発せられているとき。

ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するとき。

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められるとき。

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 助成対象者が、長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、助成対象者が加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。
- (5) 転居支援に係る申請をする場合であって、他の地方公共団体から同種の支援を受けているとき。

（助成金の交付の申請）

第6 助成金対象者である遺族（当該者が未成年である場合その他やむを得ない理由により申請することができない場合にあっては、当該者の代理人を含む。以下「助成金交付対象遺族」という。）が、助成金の交付を受けようとするときは、長野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し
- (2) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の助成金交付対象遺族が申請を行う日において、市内に住所を有する者又は市内に居住する者であることが確認できる書類
- (3) 戸籍の謄本又は抄本その他の助成金交付対象遺族の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
- (4) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことが確認できる書類
- (5) 助成金に係る領収書その他の支出が確認できる書類
- (6) 申請内容内訳書
- (7) 助成金交付対象遺族が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者にあっては、住民票の写し、犯罪被害者及び助成金交付対象遺族の親族等の申述書その他のその事実が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 助成金対象者である犯罪被害者又は家族（当該者が未成年である場合その他やむを得ない理由により申請することができない場合にあっては、当該者の代理人を含む。以下「助成金交付対象者」という。）が、助成金の交付を受けようとするときは、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）の写し

- (2) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の助成金交付対象者が申請を行う日において、市内に住所を有する者又は市内に居住する者であることが確認できる書類
 - (3) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことが確認できる書類
 - (4) 助成金に係る領収書その他の支出が確認できる書類
 - (5) 申請内容内訳書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項各号及び前項各号により証明すべき事項を市が保有する公簿等で確認することができるときは、当該書類の全部又は一部の添付を省略させることがある。

(申請期限)

- 第7 第6の規定による申請の期限は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から1年以内（精神疾患である場合は、医師の診断があった日から1年以内）とする。この場合において、当該申請は、支援を受けた日の属する年度ごとに行わなければならない。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する助成対象者に対するカウンセリング等の支援を受けた当該者のカウンセリング等支援に係る申請の期限は、当該地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内とする。
- 3 第1項前段の規定にかかわらず、転居支援に係る2回目の申請にあつては、1回目の転居日から起算して1年以内を期限とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(交付の決定等)

- 第8 市長は、第6第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- 2 市長は、助成金の交付の可否を決定するために必要があると認めるときは、申請者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査を行うことがある。
- 3 市長は、助成金の交付の可否を決定するために必要があると認めるときは、警察その他関係機関に照会して必要な事項の報告を求めることがある。
- 4 前項の規定は、第1項に規定する助成金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）後においても適用があるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第9 市長は、次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (1) 交付決定を受けた者がこの要綱に定める助成金の交付の資格を有しないことが判明したとき。
 - (2) 交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたこと

が判明したとき。

(助成金の返還)

第10 第9の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は、市長が定める日までに助成金を返還しなければならない。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

別表（第4関係）

助成の種類	助成対象経費	助成金の額等
家事、育児及び介護支援	助成対象者が次に掲げるサービスを利用する場合の費用 (1) 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助 (2) 育児援助 保育園、幼稚園等の送迎、保育その他必要と認められる育児援助 (3) 介護援助 介護が必要な人の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる介護援助	10分の10以内の額。ただし、1時間につき5,000円を限度とし、かつ、通算で72時間分を限度とする。
配食支援	助成対象者が配食サービスを利用する場合の費用	10分の10以内の額とし、1人1日につき1,000円を上限とする。ただし、利用の初日から起算して30日分を限度とする。
一時保育支援	助成対象者が一時的な預かり保育を利用する場合の費用	10分の10以内の額。ただし、1回につき2,300円を限度とし、かつ、通算で10回分を限度とする。
転居支援	助成対象者が転居する場合の費用	10分の10以内の額。ただし、1回につき20万円を限度とし、かつ、通算で2回分を限度とする。
カウンセリング等支援	助成対象者が犯罪被害を受けたことによる精神的被害の軽減又は回復のために、公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等診療を受ける場合の費用	10分の10以内の額。ただし、1回につき5,000円を限度とし、

		かつ、通算で10回分を限度とする。
報道対応支援	助成対象者が犯罪被害を受けたことによる報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用	10分の10以内の額とし、通算で23万円を限度とする。
弁護士相談支援	助成対象者が犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士に相談する場合の費用	10分の10以内の額。ただし、1回につき1万円を限度とし、かつ、通算で5回分を限度とする。

様式第1号（第6関係）

（表）

長野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

申請者住所

申請者氏名

連絡先（電話）

長野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

- ☐ 家事、育児、介護支援 ☐ 配食支援 ☐ 一時保育支援 ☐ 転居支援
☐ カウンセリング等支援 ☐ 報道対応支援 ☐ 弁護士相談支援

2 同一の犯罪被害による助成金の申請有無

☐ 有	申請した助成の種類	☐ 家事、育児及び介護支援 ☐ 配食支援 ☐ 一時保育支援 ☐ 転居支援 ☐ カウンセリング等支援 ☐ 報道対応支援 ☐ 弁護士相談支援
☐ 無		

3 申請金額 _____ 円

4 振込先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協						支店 支所 出張所						
	預金種別		口座番号（右詰めで記入）										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号（右詰めで記入）										

(裏)

5 同意・誓約事項

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者、遺族又は家族（以下「助成対象者」という。）と当該犯罪行為の加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がないこと。
- (2) 当該犯罪被害につき、犯罪被害者が犯罪行為を誘発していないこと。
- (3) 当該犯罪被害につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為がないこと。
- (4) 助成対象者が、長野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 他の地方公共団体から転居支援と同種の支援を受けていないこと。
- (6) 助成金の交付後に、刑法第35条若しくは第36条第1項の規定により罰せられない行為であることが判明した場合又は長野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第9の規定により交付決定が取り消された場合は、交付金を速やかに返還すること。
- (7) 要綱第6第1項各号及び第2項各号により証明すべき事項を市が保有する公簿等により確認すること。
- (8) 助成金の交付の可否を決定するために、市が申請者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査を行うこと。
- (9) 助成金の交付の可否を決定するために、市が警察その他関係機関に照会して必要な事項の報告を求めること。

(1) から (6) までを誓約し、(7) から (9) までに同意します。

犯罪被害者の氏名 _____

遺 族 の 氏 名 _____

家 族 の 氏 名 _____

様式第2号（第6関係）

犯罪被害申告書

年 月 日

（宛先）長野市長

申告者住所
申告者氏名
犯罪被害者との続柄
電話番号

長野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱の規定により、次のとおり申告します。

犯罪被害の概要

ふりがな			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年	月	日
犯罪被害者の住所	〒		
犯罪被害が発生した日			
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	※判明していない場合は、記載不要です。		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	☐ 有 ☐ 無	届出警察署	警察署
被害届提出日			